Leader

第65期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

令和元年６月27日（木曜日）午前10時

開催場所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地
新横浜プリンスホテル　４階　千鳥

議　　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員以外の取締役３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　監査等委員以外の取締役の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

目　　次

第65期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 4
（提供書面）
事業報告…… 22
連結計算書類…… 37
計算書類…… 40
監査報告…… 43

リーダー電子株式会社
証券コード：6867

株 主 各 位

証券コード　6867
令和元年６月12日

神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目６番33号
リーダー電子株式会社
代表取締役社長　**長　尾　行　造**

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和元年６月26日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	令和**元**年**6**月**27**日（木曜日）**午前10時**
2 場　　所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地 **新横浜プリンスホテル　４階　千鳥** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第65期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　監査等委員以外の取締役３名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　監査等委員以外の取締役の報酬等の額設定の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 第７号議案　監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
4 議決権行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.leader.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト（https://www.leader.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
令和元年6月27日（木曜日）
午前10時

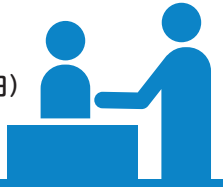

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください）

期　限　令和元年6月26日（水曜日）**午後5時30分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

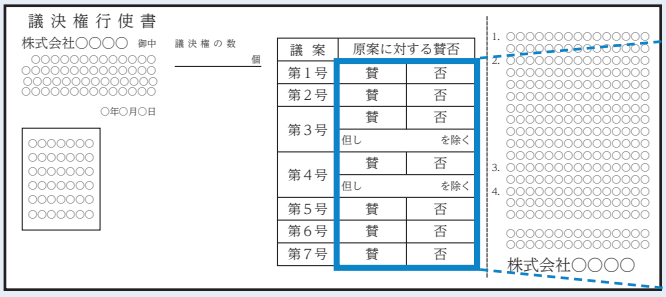

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

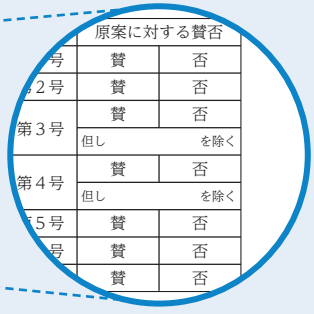

第１号議案・第２号議案・第５号議案・
第６号議案・第７号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

第３号議案・第４号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は今後の経営環境及び業績等を勘案しつつ株主還元を重視し、配当性向も考慮した継続的な安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、１株につき、前期に比べ12円増配して20円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

また、当社は令和元年5月に創業65周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

つきましては、株主の皆様に感謝の意を表すとともに創業65周年を記念して、平成31年３月期の期末配当を１株当たり普通配当20円に記念配当５円を加えた25円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円の普通配当に記念配当５円を加えた25円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は88,732,225円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② その他、字句の修正、条数の整備等所要の変更を行うものです。
なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１章　総　　則 第１条～第４条　（条文省略）	第１章　総　　則 第１条～第４条　（現行どおり）
第２章　株　　式 （発行可能株式数） 第５条　当会社の発行可能株式数は、12,010,434株とする。	第２章　株　　式 （発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、12,010,434株とする。
第６条～第９条　（条文省略）	第６条～第９条　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 ③　議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。	（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （削　　除）
第14条～第17条　（条文省略）	第14条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（員数および選任方法） 第19条　当会社の取締役は８名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 （新　　設） （新　　設） ②　取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。	（取締役の員数および選任方法） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、８名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。 ③　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ④　（現行どおり）
第20条　（条文省略）	第20条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。	（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。
（新　　設）	②　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。
（新　　設）	③　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
②　増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。	（削　　除）
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
（招集手続） 第24条　取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日より３日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（招集手続） 第24条　取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より３日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（新　　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（議事録） 第28条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ②　（条文省略）	（議事録） 第29条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ②　（現行どおり）
第29条～第30条　（条文省略）	第30条～第31条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任において免除することができる。 ②　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を免除することができる。 ②　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置） 第32条　当会社は監査役および監査役会を置く。	第５章　監査等委員会 （監査等委員会の設置） 第33条　当会社は監査等委員会を置く。
（員数および選任方法） 第33条　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	（削　　除）

現行定款	変更案
② 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。	（削　　除）
（任期） 第34条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。 ② 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（削　　除）
（常勤監査役） 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤監査等委員） 第34条 当会社は常勤監査等委員を置くことができる。
（招集手続） 第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日より３日前に、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、その会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（決議） 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（議事録） 第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（監査等委員会の議事録） 第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

現行定款	変更案
（報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（監査役会規程） 第40条　監査役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第38条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　　除）
第６章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第42条　当会社は、会計監査人を置く。	第６章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第39条　当会社は会計監査人を置く。
第43条～第44条　（条文省略）	第40条～第41条　（現行どおり）
（報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　　算 第46条～第48条　（条文省略）	第７章　計　　算 第43条～第45条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新　　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1　当会社は、第65期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　第65期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員以外の取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（４名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員以外の取締役（以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	長尾（ながお） 行造（こうぞう）	代表取締役社長	再任
2	能島（のじま） 通宣（みちのぶ）	専務取締役	再任
3	黒田（くろだ） 徹（とおる）		新任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号
1

長尾行造（昭和47年４月５日生）

所有する当社の株式数…… 5,400株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 15/15回

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

平成 9年 4月　通商産業省（現経済産業省）入省
平成13年 4月　ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社）入社
平成14年 1月　株式会社コーポレイト　ディレクション入社
平成21年 1月　同社パートナー
平成26年 7月　当社顧問
平成27年 6月　当社社外取締役
平成29年 6月　当社代表取締役社長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション取締役会長，
佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司董事長

取締役候補者とした理由

通商産業省（現経済産業省）入省、コーポレイトディレクションなどを経て当社顧問、社外取締役就任後、当社の企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と豊富な経験を活かし、代表取締役社長として、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号
2

能島通宣（昭和19年３月２日生）

所有する当社の株式数…… 33,900株
在任年数…… 6年
取締役会出席状況…… 13/15回

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

昭和44年 3月　当社入社
平成 5年 4月　当社営業部統括
平成10年 4月　当社営業部参事
平成10年 6月　当社常勤監査役
平成12年 6月　当社取締役営業部長
平成13年 6月　当社常務取締役
平成15年 6月　当社専務取締役営業本部長
平成23年 6月　任期満了により専務取締役を退任
平成25年 1月　当社顧問営業本部長
平成25年 6月　当社取締役営業本部長
平成29年 4月　当社専務取締役営業部長
平成31年 4月　当社専務取締役
現在に至る

［重要な兼職の状況］

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後も営業本部長として長年にわたり経営に携わり、当社の企業価値の向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。

候補者番号
3

黒田（くろだ） 徹（とおる）（昭和33年３月14日生）

所有する当社の株式数…… －株
在任年数…… －年
取締役会出席状況…… －/－回

新任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

昭和57年 4月　日本放送協会入局
昭和60年 4月　同協会 放送技術研究所入所
平成24年 4月　同協会 放送技術研究所 副所長
平成26年 4月　同協会 放送技術研究所 所長
平成30年 6月　日本放送協会退職
現在に至る

［重要な兼職の状況］

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由

過去に会社経営に関与したことはありませんが、日本放送協会　放送技術研究所所長としての幅広い経歴を通じて培われた豊富な経験及び知見等による助言をいただくため、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 黒田徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 黒田徹氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 黒田徹氏が選任された場合、当社は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	大杉雅一（おおすぎまさいち）	常勤監査役	新任
2	熱田稔敬（あつたとしたか）	社外監査役	新任　社外　独立
3	上林靖史（かんばやしやすし）		新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号
1

大杉 雅一（昭和32年９月23日生）

所有する当社の株式数…… 28,100株
在任年数…… －年
取締役会出席状況…… 15/15回

新任

［略歴、当社における地位及び担当］

昭和53年 4月 当社入社
平成21年 4月 当社品質保証部長
平成24年 4月 当社執行役員
品質保証部長
平成26年 9月 当社経営企画室長兼品質保証室長
平成27年 6月 当社常勤監査役
現在に至る

［重要な兼職の状況］

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

品質保証部門での勤務経験を積み、当社の企業価値の向上に尽力し、また常勤監査役として経営の監査を担っており、豊富な経験を有しております。これまでの豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号
2

熱田 稔敬（昭和21年８月19日生）

所有する当社の株式数…… －株
在任年数…… －年
取締役会出席状況…… 14/15回

新任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

昭和47年 4月 東京国税局入局
平成17年 7月 新宿税務署長
平成18年 7月 同署退職
平成18年 8月 税理士登録
平成21年 6月 当社社外監査役就任
現在に至る

［重要な兼職の状況］

熱田税理士事務所

社外取締役候補者とした理由

会社経営に直接関与した経験はありませんが、税理士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な経験及び知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

上林 靖史（かんばやし やすし）（昭和42年５月11日生）

所有する当社の株式数…… －株
在任年数…… －年
取締役会出席状況…… －/－回

新任

社外

独立

［略歴、当社における地位及び担当］

平成 3年 4月　株式会社日本興業銀行（現みずほ銀行）入社
平成18年11月　株式会社インデックスホールディングス入社
平成21年 1月　株式会社ディー・エヌ・エー入社
平成24年 5月　株式会社ペイジェント　代表取締役社長
平成31年 2月　株式会社ディー・エヌ・エー　スポーツ事業本部シニアマネージャー兼経営管理部長兼ランニングチーム統括部長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

株式会社ディー・エヌ・エー　スポーツ事業本部シニアマネージャー兼経営管理部長兼ランニングチーム統括部長

社外取締役候補者とした理由

株式会社ペイジェントの代表取締役を務め、また、金融業界及びインターネット会社等における豊富な経験及び知見等を有しております。その幅広い経験による助言をいただき、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 熱田稔敬氏と上林靖史氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は大杉雅一氏と熱田稔敬氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額といたします。
また、上林靖史氏の選任が承認された場合、同氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は熱田稔敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 上林靖史氏が選任された場合、当社は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
6. 大杉雅一氏の監査役としての在任年数は4年、熱田稔敬氏の監査役としての在任年数は10年です

第５号議案　監査等委員以外の取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成20年６月27日開催の第54期定時株主総会において、年額２億５千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億５千万円以内（うち社外取締役分年額３千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額３千５百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。本制度は、平成 30 年 5 月 23 日付けで公表しております「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」と同内容の制度であり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて本株主総会に付議するものであります。そのため、１.（２）に記載の報酬等の額の上限及び２．（２）（３）に記載の譲渡制限付株式の総数の上限等はいずれも従来の制度から特段の変更はございません。

なお、第２号議案「定款一部変更の件」、第３号議案「監査等委員以外の取締役３名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、割り当てる対象者は、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）２名と監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）１名となります。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するもので、その内容は相当なものであると考えております。

記

１．本制度の導入目的等

（１）本制度の導入目的

本制度は、当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）（以下、総称して「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる報酬制度として導入するものです。

（２）本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会において承認可決されることを条件に、当社の監査等委員以外の取締役については、年額２億５千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分

３千万円以内）、監査等委員である取締役については、年額３千５百万円以内としておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の監査等委員以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額を設定すること並びに、当社における対象取締役の貢献度等の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）については年額５千万円以内、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については、年額７百万円以内として設定いたしたいと存じます。

２．本制度の概要

（１）譲渡制限付株式の付与及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議及び監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の付与を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式の総数35,000株及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数5,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織の再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

（添付書類）

事業報告（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境は改善傾向が持続し、個人消費は緩やかに持ち直したものの、世界的な需要低迷が続く電子部品・デバイスは減少トレンドを脱せず、製造業の活動は足踏み感が見られ、回復感に乏しい状況でした。

また海外経済においては、貿易摩擦の激化や、米国内政治対立、英ＥＵ離脱交渉決裂などを要因に、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境の中、当社グループが関連する放送業界におきましては、国内では４Ｋ映像フォーマット対応関連設備の需要が好調に推移いたしました。さらに、中国を中心としたアジアなどにおいてフルハイビジョン（２Ｋ）放送への移行に伴う需要が好調に推移し、売上は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は34億２千８百万円（前期比13.5％増）、経常利益３億３千６百万円（同298.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益３億１千１百万円（同182.7％増）となりました。

製品群別売上高及び構成比は、ビデオ関連機器30億８百万円 売上高比87.8％、電波関連機器２億６千７百万円 売上高比7.8％、その他１億５千２百万円 売上高比4.4％でした。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は３千４百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における新たな資金調達はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分		平成27年度（第62期） 27.4.1～28.3.31	平成28年度（第63期） 28.4.1～29.3.31	平成29年度（第64期） 29.4.1～30.3.31	平成30年度（第65期） 30.4.1～31.3.31
売上高	(千円)	2,562,192	2,329,288	3,021,854	3,428,376
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△46,300	84,696	84,403	336,102
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(千円)	△44,695	69,405	110,114	311,263
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	△12.64	19.63	31.16	87.83
総資産	(千円)	3,646,354	3,705,946	4,087,440	4,303,904
純資産	(千円)	2,850,421	2,917,357	3,024,059	3,306,521
１株当たり純資産額	(円)	806.14	825.34	855.76	930.04

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション	1,800千米ドル	100%	北米・中南米におけるリーダー電子製品の販売
佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司	315千米ドル	100%	中国におけるリーダー電子製品の販売
リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド	200百万ウォン	100%	韓国におけるリーダー電子製品の販売
リーダー・ヨーロッパ・リミテッド	1ポンド	100%	ヨーロッパにおけるリーダー電子製品の販売

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループが関連する放送業界におきましては、国内においては放送局のフルハイビジョン（２Ｋ）関連設備の更新需要に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて高解像度を目指した４Ｋ放送への設備投資が継続されており、さらに、８Ｋ放送への設備投資も見込まれます。

海外においては欧州・中国では４Ｋ映像フォーマット対応関連設備の需要および映像信号のＩＰ化への関連設備の需要が見込まれております。北米・中南米につきましては主力の放送関連機器の販売が堅調に推移すると見込まれております。さらにアジアでは、フルハイビジョン（２Ｋ）放送への移行の本格化に伴う設備投資の活性化が引き続き見込まれております。

当社グループにおきましては、販売を開始いたしました新商品での売上、利益の拡大に向け、国内外における営業力を強化させております。また、市場の変化に柔軟に対応して健全な利益を確保できる企業体質を確立するために、以下の施策に継続して取り組んでまいります。

❶ 営業面では、ワールドワイドな需要に対応できる新製品を投入したことにより、国内はもとより北米・中南米、アジア、欧州への販売拡大に取り組むとともに、映像処理技術を活かして新市場への展開をはかってまいります。

❷ 開発面では、得意とする映像関連分野に加えて、４Ｋ・８Ｋ映像フォーマット及び高速伝送技術の急速な進展に対応しつつ、５Ｇなどの新領域への事業展開できるよう、研究開発への投資と、さらなる開発体制の強化に取り組んでまいります。

❸ 生産面では、生産性の向上をはかるため、効率を追求した工程設計とアウトソーシング先の技術力強化を進めるとともに、原価低減とより一層の納期短縮、品質の確保を目指し、顧客満足を追求してまいります。

❹ 資金面では、翌連結会計年度を通じて必要な資金は、すでに当社グループの手元資金で確保しておりますが、これに加えて資産の効率的な活用をさらに促進してまいります。

❺ グローバル企業として社会的責任を果たすため、内部管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底と環境保全活動の推進をはかってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成31年３月31日現在)

当社グループは電気計測器の専門メーカーであり、特にテレビ、映画等の高精細画像をはじめとする映像関連分野を得意とし、放送局向け計測器、民生電子機器メーカーの生産用自動化・省力化計測器やメンテナンス用の計測器など、多岐にわたる電気計測器の開発と製造、販売を主な事業としております。

特に映像関連分野において、デジタル化及び超高精細画像化の急速な進展に対応した、最先端のデジタル技術による製品に注力いたしております。

主要製品は下記のとおりであります。

映像信号発生器、波形モニター、ベクトルスコープ、テレビ電界強度計、カメラテストシステム、
地上デジタル放送用変調器／受信器等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成31年３月31日現在)

① 当社

本社	横浜
営業部	横浜
営業所	大阪

② 子会社

リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション	ニュージャージー州
佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司	北京市
リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド	ソウル市
リーダー・ヨーロッパ・リミテッド	ロンドン

(7) 使用人の状況 (平成31年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
77 (6) 名	４名増

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員、パート社員及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
７２ (４) 名	５名増	45.1歳	19.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成31年３月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成31年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　12,010,434株
② 発行済株式の総数　4,191,801株
③ 株主数　1,270名
（前期末比　172名増）

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大松正明	566,000株	15.94%
後藤明子	559,000	15.74
リーダー電子取引先持株会	179,300	5.05
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	151,000	4.25
高橋　新	115,700	3.25
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	88,100	2.48
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	66,500	1.87
第一商事株式会社	50,880	1.43
日本証券金融株式会社	50,000	1.40
安田　良寛	49,300	1.38

（注）1. 当社は、自己株式642,512株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
決議年月日	平成30年11月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　3名 当社監査役　　1名 当社執行役員　2名 当社従業員　　63名
新株予約権の数	1,722個　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　172,200株　（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり630円
新株予約権の行使期間	自　令和2年7月1日　至　令和6年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　640円 資本組入額　320円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、令和２年３月期から令和６年３月期までの事業年度において１度でも当社の営業利益が、４億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益に新株予約権に関連する株式報酬費用を加算し、さらに連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）に記載されたのれん償却額を加算した額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成31年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長　尾　行　造	リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション取締役会長 佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司董事長、技術開発担当役員
専務取締役	能　島　通　宣	営業担当役員、総務担当役員
取締役	髙　木　良　輔	
取締役	米　倉　淳一郎	経営コンサルタント
常勤監査役	大　杉　雅　一	
監査役	熱　田　稔　敬	税理士
監査役	松　本　浩　一	株式会社三広通信社代表取締役社長

(注) 1. 取締役米倉淳一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役熱田稔敬氏及び監査役松本浩一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、米倉淳一郎氏及び熱田稔敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役米倉淳一郎氏は、経営コンサルタントとしての幅広い知識と経験を有しております。
5. 監査役熱田稔敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役松本浩一氏は、会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1)	7,538万円 (560)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	2,334 (420)
合　計	7	9,872

(注) 1. 取締役の報酬等の限度額は、平成20年６月27日開催の第54期定時株主総会において年額250百万円以内と決議いただいております。
また、上記報酬枠とは別枠で、平成30年６月28日開催の第64期定時株主総会において譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内と決議いただいております。
なお、本年度の譲渡制限付株式報酬の総額は777万円であります。

2. 監査役の報酬等の限度額は、平成20年６月27日開催の第54期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
また、上記報酬枠とは別枠で、平成30年６月28日開催の第64期定時株主総会において譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額7百万円以内と決議いただいております。
なお、本年度の譲渡制限付株式報酬の総額は194万円であります。
3. 取締役の報酬等については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役米倉淳一郎氏は、株式会社コーポレイト　ディレクションとの業務委託契約による経営コンサルタントを兼務しております。なお、株式会社コーポレイト　ディレクションと当社との間には特別の関係はありません。

・監査役松本浩一氏は、株式会社三広通信社の代表取締役社長を兼務しております。なお、同社と当社との間には広告等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　米　倉　淳一郎	14回	93.3%	－回	－%
監査役　熱　田　稔　敬	14回	93.3%	12回	100%
監査役　松　本　浩　一	15回	100%	12回	100%

（注）なお、取締役会は上記の他、当社定款第26条の定めによる書面による取締役会決議が３回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役米倉淳一郎氏は、主に経営コンサルタントの見地から意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役熱田稔敬氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役松本浩一氏は、主に経営者の見地から意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　海南監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1,300万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,300万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士による当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の子会社であるリーダー・インスツルメンツ・コーポレーション、佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司、リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド及びリーダー・ヨーロッパ・リミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

（ⅱ）当社は監査役会設置会社であり、監査役は法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

（ⅲ）業務報告会規程に基づき、取締役、執行役員規程に基づく執行役員、及び経営幹部で構成される業務報告会において、各部門における業務執行状況を報告させ、さらに経営の基本戦略の策定を行う。

（ⅳ）業務の執行について監査役は監査役監査規程に基づき、監査する。さらに監査役は取締役会、業務報告会の他あらゆる会議に参加し、取締役、執行役員の業務執行を監視する体制をとっている。

（ⅴ）使用人は、法令、定款はもとより、会社規程及び職務分掌／権限規程に基づき職務を執行する。

（ⅵ）社内通報システム（目安箱）の設置により、使用人のみでなく取締役についても違法行為の通報により、その違法行為を未然に防ぐ体制としている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び業務報告会議事録の作成保存、稟議規程に基づく文書、その他各規程に基づき適切に文書管理し、適時閲覧できる体制としている。

その他の文書についても、ISO9001の文書管理手順に沿って管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の危険を回避するべく、品質管理システムの構築、安全保障輸出管理規程に基づく管理、さらに企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの構築とその実行を推進している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断のできる体制としている。

さらに月１回の業務報告会において、執行役員及び経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行に当たれる体制としている。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ企業を管理するため、関係会社管理規程を定めており、グループとしての協力体制の構築をはかっている。

また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っている。

連結子会社に対しては、定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備している。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査役の職務の補助をする使用人を置くこととし、その人事については、独立性を確保するため、取締役と監査役が意見交換を行うこととしている。

また、当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。

⑦ 当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、当社グループにおける重要な意思決定並びに取締役及び使用人の業務の執行状況を把握するために、取締役会、業務報告会等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める体制としている。

また、その説明を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨の周知徹底をはかる。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的な監査法人の監査に協力し、監査役会規程、監査役監査規程、業務監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程等の諸規程に基づき監査し、さらに顧問弁護士の意見を得られる体制としている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役は、原則月１回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、迅速に経営判断ができるよう努めております。さらに月１回の業務報告会において、経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行のできる体制維持に努めております。

② 監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行を監査するほか、取締役会、業務報告会の他あらゆる会議に出席し、取締役及び使用人の業務の執行状況を確認しております。
また、稟議書その他業務執行に関する重要な決済文書を閲覧し、業務の執行状況を監査するとともに、会計監査人との連携も適時行っております。

③ 取締役会は、法令、定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する体制維持に努めております。また、監査役は、法令遵守の観点から、取締役及び使用人の業務の執行について監査を行っております。
業務監査室においては、監査計画表に基づき各部門の監査を実施し、業務が合法的に執行されていることを確認しております。
社内通報システム（目安箱）の設置及び運用により、使用人のみでなく取締役についても違法行為を未然に防ぐ体制維持に努めております。

④ リスク管理規程に基づき、月１回開催される業務報告会にてリスク管理の全社的推進と必要な情報の共有化をはかるとともに、潜在リスクの有無、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成31年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**3,428,530**
現金及び預金	1,785,745
受取手形及び売掛金	962,043
商品及び製品	234,246
仕掛品	40,407
原材料及び貯蔵品	139
前渡金	1,216
前払費用	25,914
短期貸付金	374,874
未収還付法人税等	0
その他の流動資産	6,446
貸倒引当金	△2,505
固定資産	**875,373**
有形固定資産	**577,631**
建物及び構築物	468,911
機械装置及び運搬具	85
工具、器具及び備品	51,064
土地	12,420
リース資産	45,149
無形固定資産	**88,453**
投資その他の資産	**209,289**
投資有価証券	64,061
繰延税金資産	92,775
生命保険積立金	35,790
その他の投資	18,633
貸倒引当金	△1,970
資産合計	**4,303,904**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**487,853**
買掛金	161,678
リース債務	11,399
未払費用	55,250
未払法人税等	55,231
賞与引当金	56,743
その他の流動負債	147,550
固定負債	**509,529**
リース債務	37,420
退職給付に係る負債	469,769
その他の固定負債	2,340
負債合計	**997,382**
純資産の部	
株主資本	**3,466,863**
資本金	**1,163,233**
資本剰余金	**1,277,230**
利益剰余金	**1,224,764**
自己株式	**△198,364**
その他の包括利益累計額	**△165,873**
その他有価証券評価差額金	**8,008**
為替換算調整勘定	**△173,882**
新株予約権	**5,531**
純資産合計	**3,306,521**
負債純資産合計	**4,303,904**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,428,376**
売上原価		**1,204,223**
売上総利益		**2,224,153**
販売費及び一般管理費		1,900,156
営業利益		**323,996**
営業外収益		
受取利息	1,340	
受取配当金	2,065	
受取家賃	12,960	
その他	1,048	17,414
営業外費用		
売上割引	946	
為替差損	4,066	
その他	295	5,308
経常利益		**336,102**
特別利益		
固定資産売却益	111	111
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		**336,213**
法人税、住民税及び事業税	66,204	
法人税等調整額	△41,254	24,949
当期純利益		**311,263**
親会社株主に帰属する当期純利益		**311,263**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年４月１日　期首残高	1,163,233	1,272,297	941,771	△203,149	3,174,151
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△28,270		△28,270
親会社株主に帰属する当期純利益			311,263		311,263
自己株式の処分		4,933		4,785	9,718
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	4,933	282,993	4,785	292,711
平成31年３月31日　期末残高	1,163,233	1,277,230	1,224,764	△198,364	3,466,863

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成30年４月１日　期首残高	17,840	△167,932	△150,091	－	3,024,059
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△28,270
親会社株主に帰属する当期純利益					311,263
自己株式の処分					9,718
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△9,831	△5,949	△15,781	5,531	△10,249
連結会計年度中の変動額合計	△9,831	△5,949	△15,781	5,531	282,462
平成31年３月31日　期末残高	8,008	△173,882	△165,873	5,531	3,306,521

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成31年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**3,408,119**
現金及び預金	1,627,377
受取手形	152,028
売掛金	946,637
商品及び製品	188,338
仕掛品	40,407
原材料及び貯蔵品	139
短期貸付金	404,874
その他の流動資産	52,621
貸倒引当金	△4,307
固定資産	**885,014**
有形固定資産	**575,521**
建物	464,364
土地	12,420
リース資産	45,149
その他の有形固定資産	53,587
無形固定資産	**88,453**
投資その他の資産	**221,039**
投資有価証券	64,061
関係会社株式	0
関係会社出資金	25,804
繰延税金資産	83,352
生命保険積立金	35,790
その他の投資	69,496
貸倒引当金	△57,465
資産合計	**4,293,133**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**463,967**
買掛金	159,760
リース債務	11,399
未払金	106,271
未払費用	46,747
未払法人税等	41,310
前受金	813
預り金	39,208
賞与引当金	56,743
その他の流動負債	1,712
固定負債	**508,839**
リース債務	37,420
退職給付引当金	469,079
その他の固定負債	2,340
負債合計	**972,807**
純資産の部	
株主資本	**3,306,786**
資本金	**1,163,233**
資本剰余金	**1,277,230**
資本準備金	1,272,297
自己株式処分差益	4,933
利益剰余金	**1,064,686**
利益準備金	63,961
その他利益剰余金	1,000,725
繰越利益剰余金	1,000,725
自己株式	**△198,364**
評価・換算差額等	**8,008**
その他有価証券評価差額金	**8,008**
新株予約権	**5,531**
純資産合計	**3,320,326**
負債純資産合計	**4,293,133**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,096,809**
売上原価		**1,170,326**
売上総利益		**1,926,483**
販売費及び一般管理費		1,609,227
営業利益		**317,256**
営業外収益		
受取利息	2,876	
受取配当金	47,845	
受取家賃	12,960	
為替差損益	3,795	
その他	865	68,342
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	24,017	
その他	1,061	25,078
経常利益		**360,519**
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	6,008	6,008
税引前当期純利益		**354,511**
法人税、住民税及び事業税	42,076	
法人税等調整額	△35,447	6,628
当期純利益		**347,882**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	自己株式処分差益	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成30年４月１日期首残高	1,163,233	1,272,297	－	1,272,297	63,961	681,113	745,074	△203,149	2,977,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△28,270	△28,270		△28,270
当期純利益						347,882	347,882		347,882
自己株式の処分			4,933	4,933				4,785	9,718
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	4,933	4,933	－	319,612	319,612	4,785	329,330
平成31年３月31日期末残高	1,163,233	1,272,297	4,933	1,277,230	63,961	1,000,725	1,064,686	△198,364	3,306,786

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成30年４月１日期首残高	17,840	17,840	－	2,995,295
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△28,270
当期純利益				347,882
自己株式の処分				9,718
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△9,831	△9,831	5,531	△4,299
事業年度中の変動額合計	△9,831	△9,831	5,531	325,031
平成31年３月31日期末残高	8,008	8,008	5,531	3,320,326

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年５月22日

リーダー電子株式会社
取締役会　御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤　勝　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口俊一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リーダー電子株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年５月22日

リーダー電子株式会社
取締役会　御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　斎藤　勝　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口俊一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リーダー電子株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月24日

リーダー電子株式会社　監査役会

常勤監査役　**大杉雅一**㊞

社外監査役　**熱田稔敬**㊞

社外監査役　**松本浩一**㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

〒222－8533　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地　電話（045）471－1111（代）
新横浜プリンスホテル　４階　千鳥

交通

車／第三京浜道路港北I.C.より５分
電車／ＪＲ横浜線　新横浜駅（北口）から徒歩２分
東海道新幹線　新横浜駅（東口又は西口）から徒歩２分
（※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。）
横浜市営地下鉄線　新横浜駅（出口３Ａ）から徒歩２分

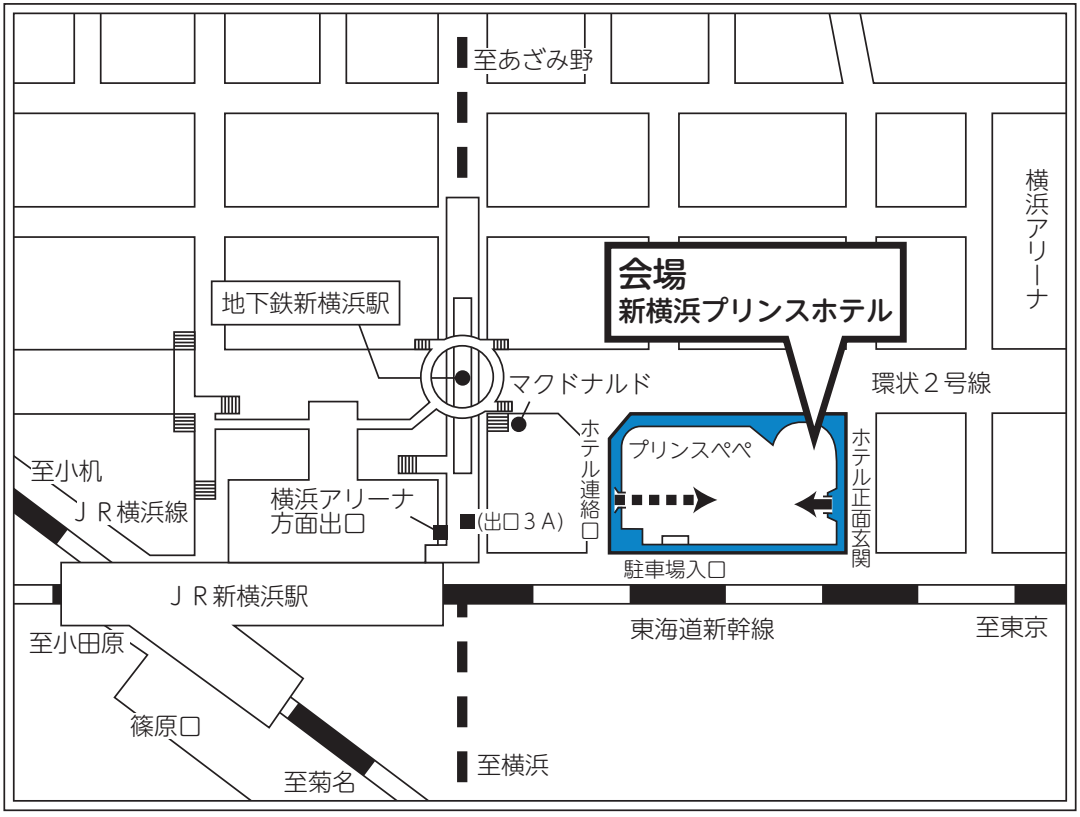

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。